

新

P16

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

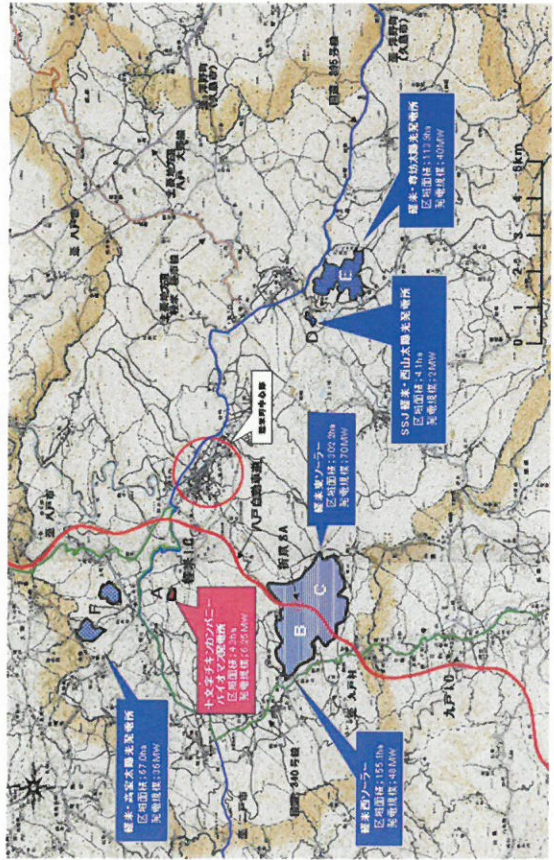
地区	区域の所在	区域面積	森林面積		農地面積	その他	備考
			開発行為	残置森林			
A	軽米町大字晴山第2地割40-1	4.3	2.4	1.9	4.3	0	商業ハイオ マス発電
B	軽米町大字山内第4地割104、110~112番、 大字山内第5地割6、11、19、35、43番、 大字山内第6地割204、205、208番 他	155.1	77.4	75.7	153.1	0	太陽光発電
C	軽米町大字山内第4地割13、15~16、19、 23、34、46、48~49、111、117、121、121 ~123、128~129、131、137、195、198、204、 204、205番、大字軽米第22地割203~204 番 他	302.2	121.3	175.4	296.7	0	5.5
D	軽米町大字小軽米第1地割16番70	4.1	0.5	0	0.5	3.0	0.6
E	軽米町大字小軽米第20地割3、5~7、71 ~72番 他	113.9	58.4	51.6	110.0	0	3.9
F	軽米町大字高家第4地割53、75、79、80、 82、83、85~89、145、157番、大字高 家第6地割76、77、81、92番、大字軽米第 19地割33、154、172番 他	67.0	38.7	25.7	64.4	0	2.6
計		646.6	298.7	330.3	629.0	3.0	14.6

P16

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

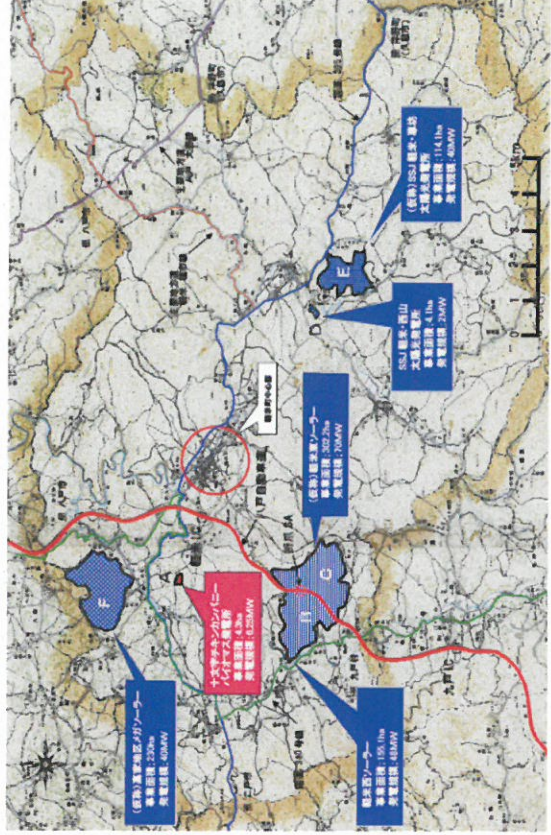
地区	区域の所在	区域面積	森林面積		農地面積	その他	備考
			開発行為	残置森林			
A	軽米町大字晴山第2地割40-1	4.3	2.4	1.9	4.3	0	商業ハイオ マス発電
B	軽米町大字山内第4地割104、110~112番、 大字山内第5地割6、11、19、35、43番、 大字山内第6地割204、205、208番 他	155.1	76.7	77.5	154.2	0	0.9
C	軽米町大字山内第4地割13、15~16、19、 23、34、46、48~49、111、117、121~123 、128~129、131、137、195、198、204、 205番、大字軽米第22地割203~204番 他	302.2	123.1	173.6	296.7	0	5.5
D	軽米町大字小軽米第1地割16番70	4.1	0.5	0	0.5	3.0	0.6
E	軽米町大字小軽米第20地割3、5~7、71 ~72番 他	114.1	57.8	52.4	110.2	0	3.9
F	軽米町大字高家第4地割25、29、33、37、 38、53、72、75~77、79~83、85~89、 98、100、102、107、108、110、111、113 、145、153~157、161~165、167~170、 172~174、176、177、179、182、188、197 番 他	230.0	172.0	58.0	230.0	0	0
計		809.8	432.5	363.4	795.9	3.0	10.9

※森林面積は、森林法第5条に規定する森林面積



再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域の位置

※森林面積は、森林法第5条に規定する森林面積



再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域の位置

各区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模等

地区	設備名称	発電設備の種類	発電設備の規模 (最大出力・MW)	主体事業者	設備整備者	備考
A	十文字チキンカンハニーバイオマス発電所	鶏糞バイオマス発電	6.25	株式会社十文字チキンカンハニー	株式会社十文字チキンカンハニー	
B	軽米ソーラー	太陽光発電	48.0	株式会社レノバ	合同会社軽米西ソーラー	
C	軽米東ソーラー	"	70.0	"	合同会社軽米東ソーラー	
D	SSJ軽米・西山太陽光発電所	"	2.0	株式会社スカイソーラージャパン	SSJメガソーラー39 合同会社	
E	軽米・尊坊太陽光発電所	"	40.0	"	合同会社軽米尊坊ソーラー	
F	軽米・高家太陽光発電所	"	36.0	"	SSJメガソーラー69 合同会社	

資料編

P36

軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

平成 26 年 10 月 20 日 制定  
 平成 27 年 12 月 24 日 一部改正  
平成 30 年 3 月 27 日 一部改正

第 1 条から第 8 条 (略)

(役員及び構成員の任期)

第 9 条 役員及び構成員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

第 10 条から第 22 条 (略)

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日一部改正)

この規約は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日一部改正)

この規約は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

各区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模 (最大出力・MW)	備考
A	鶏糞バイオマス発電	6.25	(株) 十文字チキンカンハニー
B	太陽光発電	46.0	(株) レノバ
C	"	70.0	"
D	"	2.0	(株) スカイソーラージャパン
E	"	40.0	"
F	"	40.0	"

資料編

P36

軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

平成 26 年 10 月 20 日 制定  
 平成 27 年 12 月 24 日 一部改正

第 1 条から第 8 条 (略)

(役員及び構成員の任期)

第 9 条 役員及び構成員の任期は、1 年とし、再任を妨げないものとする。

第 10 条から第 22 条 (略)

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日一部改正)

この規約は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。